

ハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会 規約(案)

(名称)

第1条 本検討会は、「ハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会(以下「検討会」という。)」と称する。

(目的)

第2条 本検討会は、ハザードマップの情報だけでは自分自身がとるべき避難行動がわからないという意見や、視覚等の障害に対応できていないという課題を踏まえ、あらゆる主体が避難行動に必要なハザードマップ情報を活用できることを目指した「わかる」ハザードマップのあり方や、あらゆる主体がハザードマップにアクセスすることができる「伝わる」ハザードマップについて検討し、とりまとめることを目的とする。

(委員の任命)

第3条 検討会の委員は、有識者及び行政関係者とし、国土交通省水管理・国土保全局長が任命する。

(検討会)

第4条 検討会には座長を置くこととし、座長は委員の互選により定める。

- 2 座長は、議長として検討会の議事を総括する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会に出席させて意見を聴く、または説明を求めることができる。
- 4 検討会は、原則として公開とする。
- 5 検討会の配布資料は、原則として国土交通省ホームページで公開する。ただし、秘匿性のある情報については座長の判断により非公開とすることができる。
- 6 検討会の議事要旨は、検討会の開催後速やかに事務局が作成し、座長の確認を得た後に、国土交通省ホームページで公開する。また、議事録についても検討会の開催後事務局が作成し、各委員の確認を得た後に、国土交通省ホームページで公開する。

(ワーキング)

第5条 本検討会では、障害を有する方等の意見を直接反映するため、大田区と連携して、障害当事者の参加を得たワーキングを開催する。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課に置く。

- 2 事務局は、検討会の運営に関する事務を処理する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この規約は、令和3年12月23日から施行する。